

近世中期西本願寺学僧による東西分派への視点

―駒沢女子大学博物館実習館本『金鑰記』を読む―

滝澤 雅史*

Viewpoint to the East-West branch by a priest of Nishi Honganji in the middle of the early modern period

―Read the Komazawa Women's University Museum Training Center book "Konchuki"―
Masafumi TAKIZAWA*

はじめに ―本願寺の東西分派―

今日、浄土真宗は真宗十派と称される代表的なものをはじめとして、多数の派に分かれている。それら真宗教団の根本ともいえる本願寺が、京都市下京区堀川通花屋町下ル門前町に本山を置く本願寺派（西本願寺）と京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町に本山を置く大谷派（東本願寺）とに分派するのは戦国時代末期にさかのぼる。

この本願寺の東西分派については、古くから多くの論述が蓄積されているが、現在でも、仏教史研究、真宗研究、一向一揆研究、中世・

近世移行期の研究など、さまざまな視点からのアプローチが試みられている。¹⁾

これら諸研究から、本願寺分派の歴史的な経緯をたどると、次のようになる。

元亀元年（一五七〇）九月、本願寺十一世宗主の顕如は、永禄十一年（一五六八）の上洛以来、本願寺に対し圧力を加えていた織田信長に対し挙兵した。今日「石山合戦」と称されるこの本願寺と織田政権との戦いは、以後天正八年（一五八〇）八月まで、約十一年にわたつ

て断続的に続く。

当初、本願寺は、織田政権と対立関係にある甲斐国の武田氏、越前国の朝倉氏、北近江の浅井氏、安芸国を中心に西国に大勢力を持つ毛利氏などと結び戦局を有利に進めていた。しかし、織田政権の勢力拡大に従い本願寺は次第に窮していき、ついに天正八年七月、勅命による講和というかたちで、顕如は大坂の本願寺から紀伊国の鷲森御坊(和歌山県和歌山市)へと退去した。

ところが、顕如の子である教如は、父の退去に従わず籠城を続けた。この籠城は、わずか一ヶ月程度で終わることとなり、八月には近衛前久の説得により教如は本願寺を明け渡したものの、この事件を機に父顕如と教如との間には不和となり、顕如は教如を義絶するに至った。結局、この教如の義絶は、天正十年六月の信長の死の直後、後陽成天皇の仲介もあり、顕如により赦免され、文禄元年(一五九二)十一月に顕如が示寂すると、教如が十二世宗主として本願寺を継承した。

新たに宗主となった教如は、天正八年に自身の籠城に従った側近を重用し、顕如とともに大坂から退去した重臣を退けるなど、偏重的な姿勢を示した。そのため、教団内では両派の対立が顕在化し、退けられた重臣たちは顕如の室で教如の母でもある如春尼をたのみ、顕如の三男である准如に本願寺を継がせるべく豊臣秀吉に訴えた。この時、准如継職の正当性を証明するために秀吉に提出されたのが顕如の遺言とされる「留守職讓状」であり、秀吉はこの讓状とこれまでの教如の行状等を勘案したうえで、教如に対し十年後に准如に宗主を譲るよう裁定した。教如も秀吉の裁定に従ったものの、教如の側近たちは讓状

が偽造されたものと疑い、秀吉の裁定に異議を申し立てたことからその怒りを買ひ、教如の即刻退去、准如の宗主継承が命じられた。これによって、文禄二年閏九月、教如は隠居し、准如が教如に代わって十二世となった。

隠退はしたものの、教如は教団内に独自の権力を保持しており、秀吉に近い准如に対し、教如は徳川家康に接近していく。そして関ヶ原の合戦のちの慶長七年(一六〇二)、教如は家康より七条堀川の本願寺の東に位置する烏丸六条に寺地を与えられ、新たに堂宇が構えられた。そのため、これが本願寺の東にある本願寺であるということから「東本願寺」と称され、その西にあるものと本願寺が「西本願寺」と通称されるようになり、今日に至るのである。

知空と『金鑑記』

現在、駒沢女子大学の博物館実習館には『金鑑記』という資料が保管されている。この『金鑑記』については、天明二年(一七八二)に本願寺派の学匠であった玄智が著した『浄土真宗教典志』に、「金鑑記一卷 不置 撰号一、伝は大可知空作、弁本山分派事」(読点は筆者による)²⁾との記述がある。

『金鑑記』の著者である知空(寛永十一年(一六三四)〜享保三年(一七一八))は、京都粟田口真覚寺の住持である明性の子で、慶安五年(一六五二)に西本願寺の御堂衆となり、当時西本願寺の能化であった西吟(豊前小倉永照寺)のもとで頭角を現した。

ところが、それから間もなくして、師の西吟が西本願寺の学寮を揺

るが騒動に巻き込まれる。承応二年（一六五三）、西吟の講義を聞いた肥後国延寿寺の月感が、西吟の教えが異安心、すなわち真宗の教義の支柱である他力本願から離れたものであると弾劾したことから紛争となり、西本願寺はこの裁断を幕府に求めたのである。この事件は承応の鬨げきと称され、結果、明暦元年（一六五五）に幕府によって西本願寺学寮は破却が命じられ、西吟も失脚した。

知空は西吟の教えを受けてはいたものの、やがて師である西吟の教学から脱し、知空教学ともいえる教学を練り上げ、講義につとめた。

そのため、のちに知空は西本願寺宗学を中心となり、元禄八年（一六九五）の西本願寺に学林（「学寮」の名は許されなかった）の再興が許されるにもなつて能化となつたのであつた。なお、大可、光隆寺は知空の号である。⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

そして、『金鑑記』は知空が寛文六年（一六六六）に著したもので、二巻一冊の体裁をとっている。その内容は、はじめに浄土真宗諸派の成り立ちについて説き、続いて石山合戦の終結から本願寺が東西分派へと至る経緯を当時の文書を使用しながら述べつつ、その意義を考察するというものである。

『国書総目録』によれば、知空自筆本は龍谷大学が所蔵しており、『秘詠金鑑記』との題がある。また、写本は数点知られており、大谷大学には宝永二年（一七〇五）、京都大学には宝暦八年（一七五八）に写されたものがそれぞれ所蔵され、東大史料編纂所等にも写本が所蔵されている。⁶

駒沢女子大学博物館実習館本も写本のうちの一点に数えられるもの

であるが、本文末に、書写した人物が記した興味深い記述がある。

此書者光隆寺大可師造也、秘而世二無版校、興門主御堂衆徳成寺新發意貞山ト云人所持、予深所望シテ書写ス、世流布之表裏問答者金剛寺造也、

皆享保十二未年二月廿日満調之

主古仙（説点は筆者による）

この記述から、『金鑑記』は光隆寺大可（知空）が著してのち、秘蔵されて開版されなかつたこと、原本は西本願寺の脇門跡であつた興正寺の御堂衆である徳成寺貞山が所有しており、それを写したのが本書であること、書写し終わったのは享保十二年（一七二七）二月二十日であつたこと、写したのは主古仙という人物であることがわかる。

知空は寛文元年の『和讃首書』をはじめ、『標註浄土或問』、『正信偈要解首書』、『首書照蒙記』など多くの書を版行していることが知られるが、その版行は頭書本、すなわち仏典や教義の注釈本が中心であつた。⁷一方、『金鑑記』は本願寺の分立の背景と意義を、その当時の資料を参照しつつ詳解するものであり、頭書本とは性格を異にするものである。この事のみをもつて版行に至らなかつた理由とは断定はできないが、

流布本ではないとはいえ、少なくともこの書の存在自体は知空の生前より知られていたと考えられ、宝永二年には他筆の写本（大谷大学本）が作られている。

知空は西吟が去つたのち、若くして西本願寺の教学を担うこととなつたのは先述の通りである。ところが、御堂衆の立場としてはその地歩を固めていったものの、寛文末期頃には教学の講義が代講となり、

さらにはその代講からも外されたといひ、いわば知空排除の時期であったとの指摘がある。⁽⁸⁾『金鑑記』が著されたのは寛文六年のことで、知空が排除されたとする時期に近く、この頃にはすでに知空の立場に翳^{かげ}りがみえていた可能性も排除はできないであろう。『金鑑記』原本が、知空が所属した西本願寺ではなく、興正寺の御堂衆である徳成寺貞山に伝わったのも、あるいはそうした背景があるのかも推察される。

徳成寺貞山のもとにあつた『金鑑記』原本を書写した主古仙の人物像については残念ながら不明である。しかし、少なくとも本書は原本から直に写したものであり、原本に次ぐ正確性が担保されたものといえる。ちなみに本文中には「木部ノ錦織寺^{元禄七年四月十五日後夜焼也}此註後人書之歟」などの部分がみられることから、原本が著された後に記された註も書写されていることがわかる。

なお、「世流布之表裏問答」という記述があるが、これは元和年間(二六一五～二四)に甫顔が著した『本願寺表裏問答』のことであり、こちらにも本願寺の東西分派について記したものである。この書は寛永十五年(一六三八)に版行され、一般に流布した書である。⁽⁹⁾

註

(1) 辻善之助「東本願寺の独立について」(『史林 第二十三卷 第四号』一九三八年)

辻善之助『日本仏教史 第7巻 近世篇之1』岩波書店
一九六〇年

笠原一男『一向一揆の研究』山川出版社 一九六二年

井上鋭夫『本願寺』至文堂 一九六二年

峰岸純夫編『戦国大名論集13 本願寺・一向一揆の研究』吉

川弘文館 一九八四年

神田千里『一向一揆と石山合戦(戦争の日本史14)』吉川弘文

館 二〇〇七年

『教如と東西本願寺』同朋大学仏教文化研究所 二〇一三年

大桑斉『教如・東本願寺への道』法蔵館 二〇一三年

神田千里『顕如・法再興の志を励まれ候べく候(ミネルヴァ日

本評伝選208)』ミネルヴァ書房 二〇二〇年ほか

(2) 玄智『浄土真宗教典志 宗侶章疏』四二二頁、名古屋大学附属図

書館(神宮皇学館文庫)所蔵、国文学研究資料館マイクログリル

ム四七〇ト ([https://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-](https://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-1000007297239-00?ar=4e1f)

1000007297239-00?ar=4e1f)

(3) 木村迪子「近世前期の仏典注釈 ―光隆寺知空の講義録と出版

―」(『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』47号 二〇二一年)

(4) 『承応閻牆記』(妻木直良編『真宗全書』五〇巻、国書刊行会、

一九七五年)所収

(5) 『真宗新辞典』法蔵館 一九八三年

(6) 『補訂版 国書総目録 第三巻』岩波書店 一九九〇年 六一九

頁

(7) 木村迪子「近世前期の仏典注釈 ―光隆寺知空の講義録と出版

―」

(8) 三浦真証「『教行信証』伝授の一試論 ―寂如上人御講義を通し

てー「真宗学」一四〇号、二〇一九

(9)『補訂版 国書総目録 第七巻』 岩波書店 一九九〇年 三七二頁

さて、改めて駒沢女子大学博物館実習館本の形状等について述べておくと、縦二四八mm、横一九六mm、厚一三mm、綴葉装体の二巻一冊本で、丁数は三四丁（上巻一九丁、下巻一五丁）である。

本稿では、まずその上巻を翻刻し、その後、稿を改めて下巻を翻刻するとともに、『金鑑記』の全体の内容を解釈することによって知空の思想について考察し、総括したい。なお、翻刻にあたって旧字体は新字体に改め、「夕」などの合字は「より」と開いている。また、読点を付すとともに、明らかな誤字などについてはカッコ付の傍注を付している。なお、「／」スラッシュは改行部分である。

(表紙)
「坎^(マヤ)」

金鑑記乾坤「

(二丁目表)

金鑑記

古語ニ曰、金鑑共熱テ真偽俄ニ分レ、米砂^{シヤ}同炊テ生熟有^レ異、誠哉似タルコトハ似タレトモ、是ナルコトハ是ナラス、氷ヲ鏡ト思ヒ、露ヲ／玉トアサムクハ尤ツタナキコトナルヘシ、柳^(柳)大谷本願寺ノ御相続ノハ開山親鸞聖人ヨリ寂如上人マテ十四葉ノ血脉附属ニシテ、他山ノ末寺ノ眉ヲナラフヘキ義サラニナシ、然ドモ時移リ世替レハ至ノ極末^(第2)第ナレドモ、本寺本山ノ名ヲオカスコト多クナリ、又先高田専ノ修寺ハ開山ノ弟子真弘方ノ^(第3)弟子ニ顯智ト申ス人アリ、祖師ノノ孫弟ナレトモ常隨給仕ノ人ニテ、御入滅ノ後ハ下野国高田ニ住セシメノ聖人ノ化導ヲヒロメラレ、毎年報恩講ノ御ハ本山大谷へ上落^(第4)アノリテ法事ノ助音シテ御本廟ヲ崇敬シ、如信上人、覚如上人ノ御相承ト仰テ、毎年仏供灯明料ヲ奉ラレキ、真第^(第5)専空、

(二丁目裏)

孫第^(第6)定専ノ時モ懈怠ナカリキ、覚如上人ノ御代ニ専修寺ト云ノ額ヲ給ハルヨシ、存^(今ノ常楽寺ノ先祖也)覚ノ一期記ニ見ヘタリ、次ニ^(シルタニ)汁谷^(シルタニ)仏光寺ハ覚如ノ上人弟子空性房了源ノ開基也、初ハ甘繩ノ了円方ノ門徒ナリノシカ、上落^(第7)アリテ、大谷ニシテ剃髮シ、付法シテ、其後山科ニ寺建立ノアリテ、覚

如上人ヨリ興正寺号ヲ給ハル、後ニ法義ニツイテ自義曲ノ解ノ誤アリシユヘ、覚如上人ヨリ門徒ヲ擯撥シ玉ヒシカハ、寺号ヲ仏ノ光寺ト改ラル、又江洲木部ノ錦織寺元禄七年南五月五日夜炎焼也此註後人書ノ之歟ハ慈空大徳アリ、存覚ノ真第綱殿慈観ヘ付属アリテノ聖人ノ御本廟ヲ本山ト崇敬アリキ、又越前ニハ鯖屋横越ナトトテアリ、コレモ覚如上人ノ御門徒如導ト云シ人ノ開基也、イツレモノ元ハ大谷ヲ本寺ト定テ御本廟ヘ拜趨セラレシ人々ナリシガ、時分ノ推移レハ各別ノ様ニモテナシ、聖人ノ御遺訓ヲ仰キナカラ御本廟ノ御真影ヘハ歩ヲモハコハサルヤウニナリユクハ本意ナラヌコト也、ソレニトツテ

(二丁目表)

別シテハナハタシキハ裏方信浄院ノ支流也、其横様露タカハヌヤフニトリナシテ、本寺トハシリナカラ、ワサトシラスサマニテ裏方コソ本寺ナレノ信浄院コソ本願寺ヨト諸人ヲマトハシムルコト、聖人ノ御冥見イカ、ノアルヘキ、悲哉、鍬石ヲ真金ト執シ、露ト白玉ト誤、愚人誠ト意ノヘテ、頭ヲ聚メ、群ヲナシテ、党与スルコト、真実修業ノ同行ニハ耻カノシキコトナルヲヤノ其次第ヲ尋ヌルニ、御相承第十一代顕如上人ニ真ノ弟三人マシマス、第一男ハ教如光寿ト名、第二男ハ顕尊佐超ト名、ノ第三男ハ准如光昭ト申ス、教如ハ是裏方信浄院ノ開基タリ、ノ顕尊ハ興正寺相統シ玉フ、今ノ興門跡ノ先祖也、第三男ハ流義ノ相承ノ宿縁コソフカ、ルラメ、顕如上人ヨリ家督ノ讓状ヲ書与ノ玉イテ、第十二代ノ别当職トシテ本寺ノ御住持タリ、ナニトテ惣領ノタル教如ニ讓状ヲ与玉ハヌト云ニ、当初正親町院信長御宇、織田ノ信義公尾州ニアリテ、靈陽院義照ニタノマレ三好氏ヲ追放シテ、

(二丁目裏)

御舍兄光源院義輝公ノ仇怨ヲ報スヘキヨシノ仰ヲ蒙テ、ソレヨリノ美濃、近江、駿河、越前、伊勢等ノ諸国ヲ討平ケ、并ニ義昭公ノヲ入洛ナシマヒラセ、ソレヨリ四国、中国、西国ヲモ手ニ属セントハカルニ付テ、大坂辺ニ城墾ヲカマヘ、船ノ往来ノ勝手ヨキヤウニトハカラハレケル、ソノ時分、大坂ニ御本寺マシテ御繁昌也、江州観音寺山ノ城主佐々木氏ト御入魂ノ由緒アリ、其上堅田慈敬寺ハ一方ノ帷頭トシテ佐々木ヨリタノマレシカハ、信長ソノ遺恨ノフカシ故ニ大坂ノ御本所ヲシカルヘキ処トコソオモヒツラメ、内々彼処在城ノ望オノリノ其色見ルニ依テ、顕如上人はヲ痛、沙門ノ儀ナレハ、イタヘニモノ信長機嫌ヲツクロハン為ニ、ヨリノ近従ノ衆ヲ頼ミ、或ハ下門少進法印等ヲツカハシ、財貨ナトヲサ、ケテ追従斜ナラストイヘトモノ其甲斐ナク、時ウツルニ随テ鬱憤ヤマス、次第二内存アシクナツテ、ノハヤ大坂ノ寺中ヲトリヒシカントクハタテナレハ、ハヤ上人はヲナケキ玉イ、

(三丁目表)

御開山ヨリ三百余歳相統セシ法流、当代ニテ断絶スヘキコトノ尤モナケカシト思召、寺内ノ人々モ驚キサハキ、俄ニ寺内ニ垣ヲメクラノシ堀内ニ壁ヲカコミテ、寄来ル敵ヲフセクマテノ有様也、天正二年ノヨリ同八年マテ籠城ナリ、其先元亀元年九月ニ三好笑岩ノ等伐ンカタメニ信長撰州ニ赴ケル時、大坂ヨリ森口辺ニ出張シ、ノ野村越中守ヲ誅シテ勝乘レハ、信長ノ兵皆引退ク、前田利家又佐野ノ殿シハライシテ是ヲフセカレキ、後伊勢長島願証寺ヲ改ノ伐テリ、サテ天正二年四月、信長

南都ニ赴キ帰京ノ時、モシヤ禍ノ／来ント大坂ニハ嚴ク足輕等ヲ出シテ用心アリケレハ、信長ハ佐久間／左衛門尉信盛ヲ殘シテ、天王寺ニ陣ヲ張テ大坂ヲ窺セラル、夫ヨリ／大坂籠城アリケルト也、天正八年ニ禁裏ヨリ勅使庭田大納言／重通公、勸修寺中納言晴豊卿ヲ大坂ヘ指下サレ、其上近衛閨／白前久初朝次前嗣先年ヨリ由緒アリテ数年大坂ニ在シテ、上人

(三丁目裏)

御入魂ナレハ、案内者トシテ兩勅使同道下使院兵衛門内職法印ニテ／天王寺マテ御下向アツテ、家老二人ヲ兩使ニソヘラレ大坂ヘサシコサル、勅／詔ノ赴ヒハ本願寺ハ前代ヨリ天子ノ勅願所、將軍ノ祈禱所、禁／裏ニモ大切ニ思召ニツイテ仰下サル仏法棟梁ノ家、濟度衆生ノ／身トシテ家織織ヲ側ニナシ武芸ヲコト、シ、数年ノ間籠城アリテ／信長ト干戈カサバニ及コト頗ル長袖ノ本意ニ非ス、速ニ遺恨ヲヒルカ／ヘシ申サレヨトノ旨アリ、上人ノ返答ニハ、先以勅詔ノ趣謹而承リ／候、サテ兩使マテノ断ニテ候、勅ノ赴ヒ尤ニテ候ヘトモ、元来此方ヨリ／信長ヲ恨ル子細ナケレハ、諍ニ及ヘキイハレナク候、彼方ヨリ当家／ヲ亡シ永ク一宗断絶アルヘキ鬱憤ノ由承ルニ付、窮鼠嚼猫習ヒ、／法流ノ退転ヲナケキ、一日一日ト来災難ヲ掃ヒ、仏法ノ怨敵ヲ対治治／スル計ニテ候ト仰入ラレレハ、兩使仰ラル、ハ、シカラハ以來仏法ニ障／難ナキヤフニ禁裏ヨリ信長ニ仰付ラルヘキ間タ、アツカヒニナサレ、互タカノ

(四丁目表)

約束ヲトケ、和睦アリテ大坂ヲ退出シ、信長ニ入魂候テ、何方ニモ／望ノ所ニ住シテ仏法相續アリテ可レ然由ノ旨ヲノヘ玉フ、上人是ハ大

事ノ勅ナレハカロ／シク勅答申ヘキニアラストテ、内談ノタメニ教如ヲ初メ／一門ノ面々、家老以下ヲ集メ、右ノ趣ヲ仰セ出サレ、面々所存尋玉ヒ、／暫ハ誰可否ヲ申モノモナシ、教如ヲ初メ座中人々先上人御心底／イカ、ト思召ト問レシカハ、上人仰ラル、ハ、今マテハ諸方ノ助力、門下ノ懇／志故数年ノ間寺中ヲカ、ヘタリ、ステニ長島モ天正二年七月ニ／落城シ、越前モ同三年八月ノ比虎杖ノ城ニ七百余騎ニテ籠リシ／下間越後モ打負ケ落城シ、木目峠キメトウケニ五百余騎籠城セシ石田／西光寺モ打負、今条、火燧ノ兩城ニ六百余騎ニテ籠シ下間／筑後モ朝倉孫三良打負、同五年二月ノ比紀州ノ兵將鈴木／孫市、土橋平次、岡寄三郎太夫ナトモ信長ヘ降參ストキコユ、／同六年七月ヨリハ、九鬼右馬允喜大船數十艘ニ而伊勢ヨリ熊

(四丁目裏)

野浦ニ至リ雜賀ノ兵船ニ戦ヒ勝テ、和泉堺浦ニアリテ大坂ノ／舟路ヲフサクトキコユ、カヤウニナリ行上ハ、終ニハ信長ニトリツメラレナハ／諸方ノ通路モ塞リ、諸人參詣モ成ガタク、援ノ兵モキタラスンバ／有岡、三木カコトク当家滅亡セラレンハ眼前也、其刻此方ヨリ／扱ヒノ義ヲ望トモ信長同心アルマシ、然レハ唯今禁裏ヘ御請申シ重々ノ約束ヲ究メテ、已来仏法ニ障難サヘナクンハ大坂ヲ退キ、何方ニテモ仏法ノ相續シ、門下ヲス、メテ念仏勤行セハ、且ハ紹隆三宝／令不斷絶ノ金言ニモ叶ヒ、且ハムツカシキ題目出来ノ時ハ、此在所ニ／執心ヲ止、退出スヘシトアル先言ニモ叶ヘシ、面々一身安堵ノタメ、此度ノ御扱ニ同心スヘシト思案シ玉ル旨ヲ衆中ヘ仰出サル、其時衆中ノ尤ト同ス、勅使ヘ御扱領狀ノ由仰入ラルレハ、兩使満足アリテ、

シカラハ／トテモノ義ニ門主ノ一筆ヲ禁裏ヘ進上アラハ、弥叡慮宣カ
ルヘシ／トアリケレハ、上人ノ仰ニハ、沙門ノ身トシテ誓詞ナケレハ
トテ、一度御請申

(五丁目表)

セシ義イカ、偽リ申スヘキト辞シ玉フ、日数ヘテ兩使ヨリ所詮ノ仰ラ
レ／ヤウニハ、此御扱ノ義ハ信長ヨリ禁裏ヘ申上ラレシハ、大坂ノ義
勅／詔トシテ御扱ヲ仰付ラル、義勅命ニ随ヒ奉ル、若相調サルニオヒ
テ／ハ禁裏ニ仇恨アルヘキ由言上申サル、叡慮ニモ是ヲ黙止カタク痛
／思召サル、御門跡ノ一筆ナクハ信長ノ意如何アラント、仍之一紙／
乞奉ル、コノ一筆コソ禁裏ヘ対シ無ニ懇志タルヘキ由仰セラレシカハ、
／上人モ此上ハ是非イナシ申スヘキニ非トテ、互ニ起請又ヲトリカハ
ス可ニ／キハマル

信長ヨリ誓紙ニハ

覚

一惣シテ赦免ノ事、
一天王寺北城ハ近衛^(殿カ)発人数入替、

大坂退城ノ刻、太子塚ヲモ引取、今度可^(一)入置^(一)ノコト、

一人質為^(三)氣遣之^(一)可^(レ)進^(レ)之事、

(五丁目裏)

一月切者七月盆前可^(一)究ノコト、

一花熊、尼崎、大坂退城ノ刻可^(一)相渡之事、

二月十七日

信長朱印

敬白起請

右意趣者、今度本願寺赦免之事為^(三)叡慮^(一)被^(レ)仰出^(一)候、彼^(一)方於^(レ)無^(一)異
儀^(一)者、聊以^(レ)不^(レ)可^(レ)有^(一)相^(一)違^(一)、若此旨偽申候者、梵天、帝^(一)／積、四大
天王、惣日本国中大小神祇、八幡大菩薩、春日大明神、天満^(一)／大自在
天神、愛宕^(三)、白山大権現、殊氏神可^(レ)被^(二)蒙^(三)御罰候也、此由可^(一)／奏
達候、恐惶謹言

二月十七日

信長血判

庭田大納言殿

勸修寺中納言殿

(六丁目表)

兩勅使ニ信長ヨリ佐久間右衛門尉^(盛信)、矢部善七良兩人ヲクワヘ／ラレ
指上ラレシヲ、上人ヘ渡シ申サル、上人ヨリノ誓辭ハ三家老ヲ名代／
トシテカ、シメラル、ソノ詞ニハ、

敬白

一今度為^(三)叡慮^(一)被^(レ)仰出^(一)御赦免之上者、以來^(一)數^(一)申合、首^(一)／尾万事聊表裏、
拔公事不可^(一)致事、

一給置候御人質大坂ニ置申、中国并雜賀其外何方ヘモ遣間^(一)／敷候、但

退城之刻無^(一)氣遣^(一)処迄同道申、刻^(一)可^(レ)返^(一)申事、

一雜賀之者共、門跡次第ニ可^(一)致^(一)覺悟^(一)之由誓詞可^(一)申付事、

付大坂、雜賀之人質、中国其外何方ヘモ不^(一)遣事、

一退城約月七月可^(一)為^(一)盆前事、

一大坂退城之刻、花熊、尼崎其外何之出城モ明渡可^(一)申事、

(六丁目裏)

右意趣者、今度從禁中様被^(レ)仰出^(一)付而御赦免之上者、右^(一)／五ヶ条之通

不可有相違之誓詞門跡被申付之間、条数面聊／表裏、抜公事、別心不可仕候、若此旨偽申者、梵天、帝釈、／四大天王、惣而日本國中六十余州大小神祇、別而西方善逝阿弥陀／如来、殊当山寺開山蒙御罰、於此生者白癩黑癩与罷成、来世／者可墮在無間者也、仍誓詞如件、

下間少進法橋

仲之血判

下間按察使法橋

頼龍血判

天正八年閏三月五日

庭田大納言殿

下間刑部卿法眼

勸修寺中納言殿

頼廉血判

右誓詞筆者八川那部周防、厚相原紙二書之立文也、紙二枚ツキ、／繼目ノ裏判ハ井上出雲入道仕候、追而両使ヨリ御好ニハ、上人ノ／義ハ家老名代トシテ誓詞アリ、新門教如ハ別紙ニ指上ラレヨト

(七丁目表)

有ケレハ、別ニ一通捧ラル、

今度為叡慮被仰出、於当寺被成御赦免付、七ヶ条之通／不可有御別義之由恐悦之至ニ候、此方申定年寄三人ニ誓詞／申付、致進上候上者毛頭不可有相違、不可存表裏、抜公事、／別心候、為其三人ニ申付候、若右之通致違變者、誓詞之／罰同前ニ可蒙候、此等之旨宣願奏達候、恐惶謹言、

閏三月五日

光寿判

庭田大納言殿

勸修寺中納言殿

右ノコトク事スミテ、信長ヨリ矢部善七良ヲ大坂へ使者トシテ、黄金、／絹帛等ヲ御門主并家老等ニ贈リ、庭田殿、勸修寺殿案／内ニ而、先信忠ニ謁シ、太刀、馬代銀千両、絹百端ヲ献セラル、サテ／益前ニ大坂退出アルヘキ約諾ナレハ、其御用意アリケル処ニ、悪徒ノ

(七丁目裏)

ス、メニヤアリケン、教如俄ニ別心ヲ發シテ上人訴ラル、ニハ、信長ハカ／クレナキ表裏ノ人ナレハ、此度ノ扱ノ約束末トラルヘカラス、大坂ヲサヘ／退ハ何方ニテモヤス／ト亡スヘキ謀ナルヲ実ソト思召シ、御用心アル／コト当寺滅亡ノ基也、速ニ扱ヲ破テ重而寺内ヲ相抱ラレ可然由ヲ／言上セラル、即状ヲ捧テ云、

今度存立之義、對御門主毛頭如在ノ段無之事候、当寺御退城／ノ刻無越度様ニト存事候、又蓮如上人已来数代、開山ノ／御座所此度法敵ニ渡置、馬ノ蹄ニケカスヘキ段、于レ余歎入存／候ノ間、叡慮ヘモ何トソ申断、信長ニ懇望イタシ、当寺相續候ノ／様ニト存入義候、於其上理不尽之於及行者可致覚悟／候、数年ノ籠城、末々迄身命ヲ捨テ今日迄相ツカレ、事ニ／候間、此上ハ聖人ノ御座処ニテ相果候迄モ満足ト存置計／候、此外別条無申候間、我々ニ一味判形ヲツキ候者、其外馳

(八丁目表)

走イタシ候下々迄モ聖人ヘノ報謝ニテ候間、少モ御タ、リナキニ／ヲイテハ不及申候ヘトモ、其方ニ被召仕候者共、於此段聊別／有マシク候、兼又諸国味方中、殊芸州重恩難謝始末ノ間、／一身ノ義ハ是非其筋目為届ニ相残、真俗ノ覚、御処様ノ御／タメト存事候、此旨於御同

意之上者、予毛頭相違有間敷候、若於相^音者、如来、聖人ノ御罰可蒙者也、仍其言上如件、

閏三月廿四日

教如判

刑部卿

披露

此状ノ趣披露申シケレハ、上人聞召シ、其タメニコソ禁裏へ御請申サス以前二内談セシメタリ、信長サホトニ表裏アルト存セハ、何ノトテ内談ノトキ申サ、ルソヤ、既ニ起請文ヲ取りカハシ互ノ意趣ノ相濟処ニ、又叡慮ニ背キ申サンコト聞入ル、ニ不及、此上ハ信長表

(八丁目裏)

裏アリテ門外ニテ打果サル、トモ後悔ナシ、沙門ノ身トシテ人ニノ先立テ誓詞ヲ破リ違勅ノ過ヲ蒙ラハ、天下ニ面目ヲ失ヒ、仏ノ法化導ナリカタシ、努々同心ナシトテ嚴重ノ御返書^{リ脱カ}ア、御書ニ云、

△紙面ノ通披見候、連々敵可為表裏ト覚悟セラレ、内輪ノノ騷被思立候事不覚不可過之候、外聞実儀失面目ノ候、当寺退出ノ事艱難勿論候、就其兼而申候間ノ趣ノ失念候哉、予カ心中ニ抱様不及了簡候、此処ニヲキ身命ノヲ果候へハ、一流断絶事浅間敷候テ、能々令思案、退出ノ儀禁裏へ御請申入候御文ニ、退出ノ義無聴聞候哉、但是程ノ存分在之候者、此已前ニ不被申候哉、此申事ニ予カノ身命ヲ果候者、教如モ其シツケアルヘキ歟、左候へハ一流相統ノヲハタサレ候事千万無曲候、次町人等ハ家財ニ心ヲカケテ色々申成候、彼等身上ヲモタスケ度候テ如此候、右ノ趣能々被

(九丁目表)

加思案候ハ、可為^{マシ}損然候也、不具謹言、

閏三月廿五日

顯如御判

新門主へ

此御^{出掛}□答ニモ心ヲ改ス、廿八日ニ又一通ヲ捧ラル、其状ニ云ク

御書頂戴仕候、抱様不及御了簡御退出ノ一儀ニ被相究ノ事尤候、雖然余リ残多始^{出掛}□候歟、今少御遠慮モ可參事ノ加ト存候、既禁裏へ御請ニ成御申候一儀、難成御相違思ノ召候儀是亦尤ト存候、然共信長ハヤ全表裏、加州如此候仕立ノ立候上者、更々從此方御チカヘト段ニハ成申間敷候、併人々佐申ノ成敵ノ表裏ヲ申加クシ、御肝煎ニ成申事無勿体候、碯御ノ思案ヲカヘラレ候ヘキコト肝要候、当寺相果候者雜賀モ程有ノ間敷候、是程眼前ノ表裏ヲモ思召付ラレス候コトハ、能々ノ御ノ時刻至來候歟、アハレ御意得マイリ候テ御退出ノ儀思被

(九丁目裏)

留、今少御抱様ヲモ被及御思案候ヘカシト念願計ニ候、不然者、右ニノ如申候一身成共相殘、今迄味方中之筈ヲモ合可申候、右ニ以誓ノ紙予覚悟相究申候間、兎角難成次第共候、將又退出ノ御ノ儀是亦又候へ共、数年弓箭ヲトラレ如此成下候時者、今更ノ其御思案ハイカ、ニ候、福嶋陣^{已前}ニ其心持ニテ候へハ尤候、門徒ノ中国々ニテノカセキ幾ク千万ノ身命ヲ捨テ果シ、今日迄被相統候ノ処、空ク被成候ヘキコト、諸人ノヲモハクイカ、ト思召候哉、此一戰不被始以前ニ御文ノヲモテヲタテ^{出掛}□レ候へハ、今此御氣遣モ有間敷候ガ、左ノ候ハ者信長分國ニ御座候トテモ、結句御入魂ノ道モ可有之候歟、ノ蒙仰候旨兎角申事千万憚多候へトモ、サリトテハ有様ヲ申入ノ候ハ子ハ如何ニテ候

間、唯今成共諸事思召付ラレ候ハ、予一人ノ満足恐多申事ニテ候
ヘ共、仏法御再興トモ成可申候、能々御思案ノヲ奉仰計候、恐惶謹言、

(二〇丁目表)

追而可申入候、廿五日之御書ノ御返事調令進上候ノ処、三人ノノ年
寄不罷出候、左候得ハ、存分可申上様モ不叶御事ニノテ候、近比迷惑
千万候、弥人ノ申成ニヨリ一身相果迄ニ相ノ究候、サリトテハ思召分
ラレ候テ可被下候、右ニ誓詞ノ案ノ申処、聊モ其詮ナキ御事候、併一
流ノ可相果時節至來ノ歟、是程迄存立、開山ノ御座所法敵ニフミケカ
サレンコトヲ歎ノ入処、空ク成果サレ候ヘキコト、チト思召ヤラレ候
テ被下候ヘカシトノ念願計候、我等更々余ノ存分無之、幾重々モ御侘
事申入ノ処度心中計ニ候、此由能々言上申サレベク候、穴賢、

閏三月廿八日

教如判

垂髮御中

如^加様ニ再三城中抱様ヲ望玉ヘトモ、上人更ニ許容シ玉ハス、是ヨリ
ノ父子ノ間アシクナレリ、加^加様ノ不義無道ノ人ニハ、本願寺ノ別當
職ハ

(二〇丁目裏)

叶ヘカラスト思召定ラレタルハ此時ヨリノコト也、近日早御退出可ノ
レ有トアリケレハ、縦^縦如上人大坂退出アラハアレ、開山ノ御真影ハオ
サノヘトムヘキ企ニテ、寺中ニツニ別、家人モコ、口ノニシテ互ニ
ヒシメケリ、御ノ真影ハ渡シ玉トモワタサレストモ是非請取ヘシトノ
造意ニテ、教如ヘノ同心ノ人々御鑰取ニハ教行寺、御堂衆ニハ光徳寺、
仏照寺、同ノ弟乘賢也、御門主ヘ同心ノ人々常樂寺、御堂衆願入寺、

ノ光永寺、西光寺等也、コノ人々ノ御番トモ夜中御門主御出ノアリテ、
ヒソカニ御真影ヲ守リ出シ、女房輿ニノセマヒラセ雜賀ノノ孫市、根
來ノ小ミツチャ源次太夫等五十騎計前後ヲノ囲ミ、朝マタキニ堺口ノ
門へ出ルニ、教如ヨリ三十余人驚同^{驚同}キヒシノクシテ門ヲ開カス、孫市
長刀オツトリ一人切倒ス、是ニ驚キ門ノヲヒラキ、ヤカテ本陣ヨリ船
ニノセ奉リ、順風ニ帆ヲ揚レハ、其日ノ暮ノ程ニ紀州雜賀ニ著船シ奉
ル、是事カクレナケレハニ而言上アリシハ

(二一丁目表)

御真影ヲヌスミ出サル、ヨシ、御比興ノアソハシ様不及是非次第也、
ノ此上ハ御首ノ御影ヲ渡シ玉ヘシ、御首ワタサレカタキニヲイテハ毫
撰ノ寺ヨリ上ラレシ御影像ヲ給ヘク候、コノ三段ノ義御同心ナキニヲ
ヒノテハ、乍^乍恐御門主ヲ推籠申シ、紀州軍兵ヲツカハシ御真影ヲノ
オサヘトルヘシナト、申サル、上人ハ御泪セキアヘス、サテノ阿闍
世太子ハ物ノ数ナラス、法流ノ大怨敵ハ教如也トアキレ玉イ、終ニ
毫撰寺ヨリノ上ル御木像ノ御首計ヲ御渡アリテ、天正八年庚辰四月九
日ニノ大坂ヲ退出ナサレ^{一説四日退出、五日雜賀著船}、翌日紀州雜賀ニ著船、夫よりノ鷺
森之御坊ニ入玉ヒテ勤行法事退転ナシ、シカレハ教如ハ大坂ニノ残り、
寺中抱様ノ支度ノミ也シカ、御首ノコトニ付テ大坂ヨリ紀ノ州ヘ状ヲ
捧玉フ、其文ニ云、謹令言上候、連々御首ノ儀申入ノ契約勿論候、早々
御上奉待候外無他候、此段者御約ノ束ヲ有ナカラ、既御出船ノ期ニ臨
テ、御首ト号セラレ毫撰寺より

(二一丁目裏)

被^レ上ヲ被下候段ハ、御造意アマリナケカシク候、其子細ハ三段ニノ

申入候、御影像ノ事千万望申度候へ共、御意ニシタカイ申上ハ／御首ヲ残シ御申候へト申入候キ、夫御同心候ハス無本意存／候へトモ、毫撰寺被^レ上候、御クラニ御入候御影像ヲ残シ被^レ申／候へ、其儘安置可^レキ申ト三色ニ事ヲ分テ申入候処、御首ト／名付ラレ数年ツ、カナキ毫撰寺ヨリ上ル御影像ヲ、目前ニ御／首ヲヌキ、剩へ御朋体ヲ破焼申サル、段、マコトニ無仏世界ト／申へキ歟、前代未聞ニ候、出仏ノ身血罪科ハ仏法ノ本寺／ニテ、祖師聖人ノ御影像ヲ破滅サセラレ候コトハ、ソモ／タレヤノ／者ノ所行候哉、御ソハノ者共、仏トモ法トモ不存知トモカラノ／シワサ候歟、其人体ヲシルシ万人ノ戒メニモ申へキ事候間、／乍^レ恐慥ニ承存候、前代ニ唯善坊、聖人ノ御首ヲヌキ、関

(二二丁目表)

東下向候コトモ、冥加ニツキ果テ其跡モナク候カ、ソレモ御胴／体ヲヤキクツサレタル程ノ悪行ニテハ候ハス候、中々舌頭ニノセカ／タキ事共候、又ナカラヘテ不可有之トノ義ハ是又分別ナク候、関東／ニ歴々シテ坊主衆モ安置候、然ニ拙子事ハ、家督ヲ給候上ハ片／時成リトモ安置申へキ段不可有子細候歟、申テモ／無／勿体候、御存知候テハ加様ノ儀アルマシクト也、将又代々ノ御／影等皆取り申サレ御下向ノ段、何ト申儀候哉、其外数幅／ノ御影等ヲ被焼申ノ段、是又同前不審千万無勿体候、／其証拠有之事候、右ノ趣一々於被聞召分者可為満足候、／猶口上申含候、宣被洩申候、恐惶謹言、

卯月十七日

乗^(乗)髮御中

是ハ御門主大坂ニ未在ストキ、寺内ノ悪党障難ヲ思召、智略ヲ

(二二丁目裏)

以而不慮ノ灯^(燈)失アル由ヲ見セテ、寺内ニ風聞アル様ナサレテ代々ノ法物トモ船ニツマセ退出ナサレシヲ、風聞ニ任タル書状紀州へ到来セ／シカハ、人々エツホニ入テ笑シト也、カク大坂ニ残テ信長ト干戈ニ可及／覚悟ナリシカハ、禁裏ニモ、信長ニモ既ニ父子同心ニ而誓詞ヲ取替／シナカラ、父ハ退キ子ハ籠城アルハ定テ内談ナルヘシトノ沙汰アレハ、上／人ハ弥／教如ニ恨深シ、サレトモ後ニハ父子義絶ノコトカクレナカリシ／カハ、其傍モヤミニキ、サテ教如大坂より諸国ニ廻文ヲツカハシ、上人ハ／御隠居也、我ハ別当職ヲ請取ナト、フ、レラレテ、門下ヲマハシメラレ／シカハ、上人ナケキ思召テ、

諸国ヘアマタノ御書ヲツカハサル、ソノ御書ニ云ク、

熊^(熊)染筆候、仍信長公与和平ノ儀、為禁裏被 仰出、互之／旨趣種々及其沙汰候キ、彼憤大坂退出之儀ニ相究候／間、此段新門至^(主)ト令置談候、其後禁裏へ進上ノ黒^(黒)付／ニモ被加判形候、此和平ノ儀者大坂并出城処々、其外兵庫

(二三丁目表)

尼崎ノ抱様、兵糧、玉葉以下此^(マ)以下此^(マ)以来ノ儀不及了簡候、／中国衆ノ義、岩屋、兵庫、尼崎引退帰国候、今ハ宇喜多ノ別心之条、海陸ノ行不可相叶由、譬ハ当年中ノ儀ハ可相抱歟、／乍去敵多人数取詰陣以後者扱ノ義モ不可成候、然時ハ／有岡、三木同前ニ可成行事眼前候、忽開山尊像ヲ初メ悉／相果候ハ、可為法流断絶事、歎入計候、就其思案叡慮／御請申候、如此相濟以後新門主不慮ノ企、併イタツラモノ、／イ、ナシニ同心セラレ、剩へ恣ノ訴^(訴)詔中々過法候、将又予令隱居

／云々、世務等受無其儀シテ仏法相統ノ儀、猶以不及其沙汰候処、諸国門下へ触ル趣、言語道断虚言共ニ候、所詮開山ノ影像守申、去十日至紀州雜賀下向候間、此以來諸国門ノ徒ノ輩遠近ヨラス、難路ヲシノキテモ開山聖人御座処へ參詣ヲイタサルヘキコト可為報謝、就中老少不定ノ人間ノナラヒ

(二三四目裏)

ナレハ、一日モ片時モ急キ／＼難行難修ヲ捨テ、一心ニ弥陀仏ヲ頼ミ申候人々ハ必極楽ニ往生スヘキコト、ユメ／＼難アル間敷候、／此上ニハ念仏申サレ候ヘク候、相構／＼無油断法義能々嗜ミ肝ノ要ニテ候、猶刑部郷法眼、少進法橋可申候也、穴賢云々、

卯月十五日

顯如判

越中国坊主衆中へ

門徒衆中へ

此文体ニテ諸国へ悉ツカハサレタリ、越前常楽寺下ハ五月廿九ノ日付ニテ、猶常楽寺可被申也トノ御真筆拝見セシム、又越中河上郡五ヶ山惣門徒中ハ四月十五日ノ日付ニテ、猶瑞泉寺、刑部ノ郷法眼可申也トアル御真筆拝見セシム、御真文体大形同前也、／然ハ大坂残止玉ヘルヨリ当家擯出ト思召コト明也、世務モ仏法ノ相統モ其沙汰ニモ及ハサル御筆跡ニテ可知、義絶ノ事信長モ聞

(二四丁目表)

玉フ、故ニ紀州へハ少モ障玉ハス、大坂ヲ弥ヨ／＼改ラレ華熊、勝口ノ出城モ攻破ラレ、詰ノ城ニケケハ、カ、エツキ使モナシ、漸々扱ヲ入侘言ノナシテ、八月二日未刻大坂退出、其在様見苦シカリシ次第

也、聖人ノ御首ヲモ打忘レ城中ニ捨ノキ玉イケルカ、井上氏ノソレカシ拾取テ／顯如上人へ奉ケル御内室ハ安芸仏護寺へ逃落玉フ、教如ハ紀州ノ和哥ト云所へ逃落テ、上人へ種々侘言ヲナシ玉ヘトモ、禁裏へ対シ誓詞ノ破ル上ハ、親子ノ情モ尽キ、永代迄ノ堪当ナレハ其詮モナシ、依レ是悪ノ情モ起テ方々へ触状ヲマワシテ鼻肩ノ族ヲ集メント企アリ、／其状ニ云ク、

熊染筆候、大坂退出ノ儀、予雖為家督一言不能御案内ノ令落城、去連ハ蓮如上人以來、代々為仏法靈地所被穢法敵ノ馬蹄歎敷思、シハラク抱様ヲナストイヘトモ、料簡ニ不及退出セシメ、／紀州和歌ニ於テ令仏法再興間、彼方何様ニ被仰トイフトモ、同心

(二四丁目裏)

ナシ候へハ、此方へ參詣可有候、穴賢／＼、

教如在判

安芸仏護寺同下坊主衆、門徒中へ

加様ノ状トモ諸国ヘツカハシメラル、此書状ノ中ニハ自語相違アリ、既両ノ使ヘ一紙ノ誓状ヲ以御扱ノ義領納在シ事上々段々明カナルニ、／一言不能御案内トハ大妄語也、扱双方トモニ諸国ヨリ鷲森ヘト和ノ歌ヘト万人群集スルヲ信長聞付テ、数多軍勢ヲ催シ、父子共ニ焼伐ニ／セヨ、ワレハ起請ヲ破ス、彼方コソ誓紙ニ背キタトテ憤深リケルヲ、／教如聞玉ヒテ其儘遂雷シ、濃州船橋願誓寺へ笠著ナカラ／木綿胴服、大小二刀ニ而奔入ラル、ソレヨリ郡上ノ山中八代八右衛門ト云ノ門徒ノ方へ隠テハグ、ミ申ス、其後又上落有テ紀州へ越、シノンテ刑部郷方へ入玉へハ、御門主勘当ノ儀ナレハ隱置申コトハ、カリア

り、

(二五丁目表)

抱置申事叶マシキ由ヲ申サル、教如飢餓ノ難義ヲシノク程暫ノ時シノ
 ヒカクシ置キタヘト有ケレハ、サアラハトテシハラクカ、エ置申サル
 少ノホトヘテ刑部、北ノ御方細川晴元息女後出家如春之前ヘマイリ、教如ノ噂
 アリシトキ、是人ハイカナル敵ノ手ニテカ空クナリスラント、泪ト
 共ニノ玉ヘハ、刑部ノモ泪ヲ催シ申サル、ハ、若今存命ニテマシマサ
 ハ御勘氣ハ許シ玉ハルヘキヤト申セハ、上人御機嫌ハ不知、我ハ別
 義ハアルマシトノ玉ヘハ、刑部ノ私宅ニ帰り、教如ニ逢テ、先一方ノ
 御勘当ハユリ申□^テ共ニ喜悅究リノナシ、夫レヨリ十日計有テ尋ヨトノ
 御内意ニ任、方々便ヲ求ケルニ、濃州ノヨリ私宅迄御入有由ヲ北ノ御
 方ヘ申上ラル、御母堂悦ヒ玉ヒテ衣ノ服、臥具、白米、青銅、酒肴ナ
 ト贈リ被遣、其時礼トシテ状ニ云、今ノ度ノ始末イタツラ者ニイ、サ
 マタケラレ、度々御異見ヲソムキ奉ルノコト誠ニ大逆無道、後悔千万
 カナシク奉存候、定而御両方様ナノカラ御勘当タルヘキトヲソレ奉リ、
 文ヲモ指上申サス候処ニ慈悲ハ上ミ

(二五丁目裏)

カラトシテ、御勘当ナキ上ニサマノ贈被下、忝トモ中ノ筆ニモヲ
 ヲハスノ候、此上ハ上様ヘハイカヤウニモ御取成被成、御勘当ユルサ
 レ申様ニ、偏ニノ北ノ上様ヲ頼ミ奉リ候、此由宣ク御披露頼申、カシ
 ク

御局ノかたへ

教如

夫ヨリ毎日北ノ御方迄歎ヲ申サル、或時上人ノ御前ニシテ北ノ御方ニ

仰出ハ、ノ光寿イツクニカアルラント、母ノ身ナレハ不便ニ存ル所ニ、
 飛驒塚ノノ山ノ奥ニ隠レ、此頃刑部郷方ヘ忍入テ候、痛ハシヤヤセオ
 トロヘテ浅間ノ敷有様ナル由申候、又モナキ子ニテマシマセハ、御勘
 氣ユルシ玉ヘカシナト、ノ玉ヘハ、上人泪クミ玉ヒ、恐ヤ其外道ハ
 又来タルカ、イカニ女ナレハトテ思知ナノキゾヤ、大坂ニヲヒテ御真
 影ヲ渡サスンハ父母ヲオシコメ、御真影ヲ奪トラントイ、シコトノ
 恐シヤ、サテ大坂抱擁叶ハスシテ幾程モナクノ御真影ヲモ何トモヲモ
 ハス、親ヲ親トセス、本寺ト肩ヲナラヘントテノ諸国ヘ廻文スルコト
 ノツラサヨ、夫故ニ信長討果サント憤ヲナスコトハ、

(二六丁目表)

皆光寿カシワサ也、是偏ニ天魔波旬我子ト生レキテ、聖人ノ法流ノヲ
 断絶セントスルナレハ、今生ノ対面叶マシト身毛豎テミヘサセ玉ヘハ、
 ノ母堂ハ猶々悲テ、勘当ハ誓紙ヲ破タル故ナレハトテ、右ノ両使ヘ内
 ノ証ヲ申入レ、天子ヨリ仰付ラレタル誓詞ナレハ、叡慮ヲウカ、ヒ玉
 ノハンナト、ノ才覚マテモアリシナリ、教如モ身ノ咎ノカクレカタク、
 今家ノ督ノ望モナク、セメテ常ノ院家衆ナミニナリトモ仰付ラレ、御
 勘氣ヲユルサレ、一度対面ノ望ハカリ也、其時ノ状ニ云ク、大坂カ
 ラヘサマヨリ以来、ノ度々御意ヲ背キ奉リコト五逆ノ過、無間ノ業ト
 カナシク奉存候、ノ然上ハ今生ノ望ハ一念モ無御座候、ヨノ常ノ院家
 衆ナミニナリトモ、御ノ勘当ヲユルサレ奉ラハ、往生ノ大事ヲ遂ケ奉
 ヘキハ難有可存候、此等ノ赴宣願御披露候、

北ノ御方様

教如

其後重テ一通ノ誓詞ヲ進セラル、其状ニ云、

(二六丁目裏)

一 タン念仏ノコト、

一 御堂作之事、

一 御書物之事、

一 夏之御文ノ事、

一 家督心望ナキ事、

年来身上一々アヤマリ申候、向後ノ儀御所様、御カミ様可為ノ御意次第候、并一ツ書ノ通異儀有間敷候間、御門跡様へノ可然様ニ御執成頼入申候、若ノ趣偽申候ハ、忝モ如来聖人ノノ可蒙御罰者也、仍如件、

天正十年六月一日

教如判

北様參

其外ニ一通ソヘラル、状云、

一 御開山御免之事、

(二七丁目表)

一同十三日、

一 御本尊之御裏書ノ事、

是次ニ誓詞右ノコトシ、是ハ上人へ御侘言ノ為ニ母堂ノ御方よりノ一書ニシテ右三ヶ条ヲ載テ、此外何事モナキ御事今迄ノ様ノニテハナル間敷候、御意得候^{ニテ}御誓願ノ事ト局^{ツホネ}ニ下書サセ^{シタカキ}被遣テ、右ノ誓詞ヲ上人ノ御目ニ掛テ侘言シ玉ヘリ、シカルニ信長ハノ四国責入^{セメ}ト云、触状ニ而織田三七信孝ヲ大将トシテ、丹羽五郎ノ左衛門^長等ヲ副、三千余騎ニテ発向ス、是大坂落城三年ノ目、天上十年五月也^{此年願知上人四十歳、教如廿五歳、顯尊十九歳、准如}

^{上人}ノ軍勢和泉ヨリ浜ノ手ト山口越ト鶴翼ニ紀州ヘ赴ク、其ノ時鷲^{六歳}森ニハ身ノ上ノコト驚キ、サマノニフセクヘキ用意頻也、六月三日ノ早天ニ鷲森ノ寺内ヘ押奇^奇、関ノ声夥シ、寺内ニモコ、ヲ先途ト戦フセク、女、童、尼、入道ノ族マテ竹棹^{ササ}ナトヲ焼トギニシテカツキツレ、此度

(二七丁目裏)

シネヨノトオメキ叫^{ヤサシ}テ、キレトモイタマス、ノリコエノフセキケル、上人ハコノ度ノ大軍信長ニ恨ナシ、只教如ノシワサナリ、此上ハ不^レ及^レ力、御堂ニタキマヲツメ、敵兵屏ヲ乘リコエタラハ火ヲ付ヨトテ、行水メサレ、御真影トノ諸共ニ時ノ灰燼トナルヘキソトノ用意也、北ノ御方ハ長刀ツキテ堂ノエン立、敵ノ旌^{ハタ}靡ケ、近ハ鐘ヲ鳴シ、大鼓ヲ打テ、軍兵ニ氣ヲ添玉フカ、カ、ルアヤウキ最中、午^ムノ尅^ク計ニ寄手俄ニ旌ヲシボリ、右往左往ニ引退ク、コハイカナル謀コトニヤト氣遣シヨクノ尋聞ハ、昨二日ノ曙、信長ノ父母生害ト云云、是ハ羽柴筑前守誘、其比備中冠^{カマリ}城ヲ攻、毛ノ利輝元ト陣陣シテ、加勢ヲ安土^{信長}コハル、トキ、池田信輝、明智ノ光秀等ヲ発向セシメ、六月朔日、信長父子モ上落^カシ而、信長ハ近ノ從二百騎計ニテ本能寺ニ陣ヲトリ、城介信忠ハ妙覺寺ニ旅館ノヲスエラル、明智日向守謀叛シテ、俄ニ中国発向ノ軍勢ヲ丹波ノ龜山ヨリ京ヘ押寄、二日ノ黎明キヒシク攻シカハ、信長不叶打負テ

(二八丁目表)

火ヲ放テ自害シ玉フ、年四十歳也、信忠ハ二十八歳ニテ自害セラル、カ、リケレハ鷲森アヤウキ難ヲノカレケルヨト諸人悦泣セコト聚蚊

成ノ雷ノ風情、其響暫時モ止サリキ、カ、リシ後、教如モ道広ナリノ玉フ、其中ニ右ノ御才覚ト、ノホリテ、兩勅使ニ中山大納言殿ヲソヘラレノ紀州ニ指下サレ、誓詞ノ義禁裏ヨリ御赦免アル間、勘当ヲユルサレ可然由ノヘ玉フ、夫ヨリ上人漸ク御意和キ玉イ、教如モ一ツ書条ノ数トモヲアリテ勘当ユルシ玉フ、其時又一通ノ起請文ヲ進セラル、其状ノニ云、○今度ノ始末、徒者ノ申成ニ令同心コト後悔千万ニ候、今ヨリノ後ハ湯ニモ水ニモ御所様可為御掟次第、北御方様ノ儀同前、毛頭ノ私曲表裏不可有之、日来ノ仕立存誤之通、宣様可被申上事ノ肝要也、右ノ旨偽申候ハ、忝モ如来聖人可蒙御罰者也、仍ノ誓詞如件、

天正十年六月廿七日

教如在判

刑部郷法眼

(二八丁目裏)

加様ニ披露状ニテ上人へ誓詞ヲ奉ラル、此年教如廿五歳、ノ准如上人ハ六歳也、御兄ニ而阿茶磨ト申奉ル、此御兄ニ御家督ノヲ讓玉フヘキトノ義ハ、大坂退出ノ時、天正八年御兄四歳ノ時ノ定ラレテ、御讓状書置玉ヘリ、天正十一年七月四日、紀州ヨリ和泉ノノ貝塚へ御移住、同十三年閏八月十三日、摂州中嶋天満へノ御移住、同十五年ノ冬、上人散々ニ痢病ヲ痛玉イ、存命ノ不定ト思召シテ、先年書置玉ヒシ御讓状ニ重而御讓状ヲ書玉フ、ノソノ御状云々、讓渡状 大谷本願寺御影堂御留守職ノノ事、可為阿茶者也、先年雖書之、猶為後代書置候、ノ此旨於違背之輩在之者、堅ク可加成敗者也、仍讓状如件、

天正十五年曆極月六日

光佐御判

阿茶御かたへ

是顯如上人四十五歳、唯如上人十一歳ノ御時也、痢病御平復

(二九丁目表)

アリテ、天正十九年正月下旬、御兄十五歳ニシテ御得度也、ノ御家督ノ御剃刀ノ作法也、唯如光昭ト上人ノ真筆ニアソハシ進ノラル、サレトモコノ御筆ハ先御隱密也、御内意ヲ存セザル人々ハ今度ノ儀ヲ不審ニ思ヒシト也、其年八月五日ニ城州平安城六条ト七ノ条トノ間入テノ御本所へ御移住、貴賤群集シテ弥増仏ノ法繁栄也、

金鑰記上卷終